資料

平成29年度 第2回

北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会

北薩地域振興局建設部

「水防災意識社会の再構築」に係る経緯

型 上 义 世 目 九州地方整備局

平成27年9月

関東・東北豪雨災害

平成27年12月

社会資本整備審議会 答申

「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」~社会意識の変革による『水防災意識社会の再構築』~が答申される

国管理河川

『水防災意識社会 再構築ビジョン』として、全ての直轄河川と その沿川市町村(109水系、730市町村)において<u>平成32年</u> 度目途に水防災意識社会を構築する取り組みを行う。

平成28年8月

東北・北海道豪雨災害 (台風7・11・9・10号)

H28.9 石井国土交通大臣 「水防災意識社会の再構築」を『県管理河川』へ拡大表明

平成29年1月

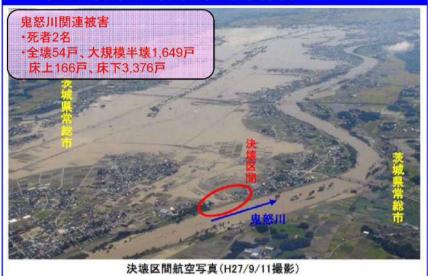
社会資本整備審議会 答申

「『中小河川』等における『水防災意識社会の再構築』のあり方について」が答申される。

県管理河川へ拡大

『都道府県管理河川』においても、減災対策協議会の設置を促進するとともに、幅広い関係者が参画し、取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築。

鬼怒川堤防決壊(関東·東北豪雨 H27.9.10)



岩手県小本川(台風10号 H28.8.30)



●水防法等の一部を改正する法律

背景•必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、 逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、 「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと

意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、

社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。 ⇒「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、

同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大 防止のため関係者の役割・連絡体 制を時系列で整理した行動計画。

破堤箇所

大規模氾濫減災協議会の創設

○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する 河川において、流域自治体、河川管理者等から なる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を 構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていな い中小河川についても、過去の浸水実績等を市町 村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)と して住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。

平成27年9月 関東・東北豪雨



災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設 について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行 は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用



利用施設では利用者9名の全員が死亡。

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上 予算制度関係

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行 が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率人

【目標·効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

716/31,208施設(約2%)(2016年3月) ⇒関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率-{134/367協議会**(約37%)(2016年12月)

※ 現行協議会は法施行後に

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現 ※ 法定協議会の母数は見込み

水防法等の一部改正に係る通知等の全体構成



【機密性2】

水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律31号) 律 法 成立: 5月12日 、 公布: 5月19日 、 施行: 6月19日 水防法 土砂法 河川法 機構法 施行令 閣議決定:6月9日、公布:6月14日、施行6月19日 【水政課】 施行規則 公布:6月14日、施行:6月19日 【水政課】 6月19日 施行通知 <水管理・国土保全局長 → 都道府県知事、整備局長等> 【水政課】 大規模氾濫減災協議会制度 権限代行 個別通知 申請様式等:6月19日<水局関係課長→都道府県担当部長、 通知:6月19日<水局関係5課長 → 都道府県担当部長、整備局河川部部長等> 指定都市担当部長、整備局河川部長等、水資源機構担当部長> 【水政課、河川計画課、河川環境課、治水課、防災課】 【水政課、治水課、水資源部、防災課、河川環境課】 大規模氾濫減災協議会制度 ブロック 水防活動の 浸水被害軽減 説明会 権限代行 実績の浸水周知 要配慮者利用施設 地区 円滑化 6/2~6/16 法改正ブロック説明会資料を本省HPへ掲載 水害危険性周 避難確保計画作 土砂対策基本指 マニュアル・ 知ガイドライン 成の手引き改訂 針の変更 (H29.3済み) 事務連絡:6月19日 事務連絡:6月27日以降 ガイドライン 等 まるまち実施の 土砂災害警戒避難 ガイドライン改訂 手引き改訂 事務連絡:6月19日 事務連絡:6月27日以降 避難確保計画作 成の手引き 事務連絡:6月19日

緊急行動計画

市町村点検用マニュアル

通知:6月19日

河川協力団体

要領改訂

事務連絡:6月19日

通知:6月20日

Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年6月20日 水管理 • 国土保全局河川計画課

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました

~「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速~

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施 すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

<緊急行動計画とは>

- 〇国土交通省では、平成 27 年の関東・東北豪雨災害、昨年8月の台風 10 号等による豪雨災害を 受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 〇本年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申*を受け、国土 交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- ○国・県管理河川において概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等について、 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

<緊急行動計画における主な取組>

- ① 水防法に基づく協議会の設置
 - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
 - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の 取組方針」としてとりまとめ



協議会の状況

- ② 水害対応タイムラインの作成促進
 - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
 - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
 - ・平成29年度中に関係機関が連携して全国3地域(岩手県、岡山県、兵庫県)のモデ ル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
 - ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一 刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikibohanran/index.html

<問い合わせ先>

国土交通省 水管理·国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

(内線:35364) 課長補佐 木村 施策評価係長 安部 (内線:35328)

代表:03-5253-8111 直通: 03-5253-8445 FAX: 03-5253-1602

対象河川(2級河川)位置図

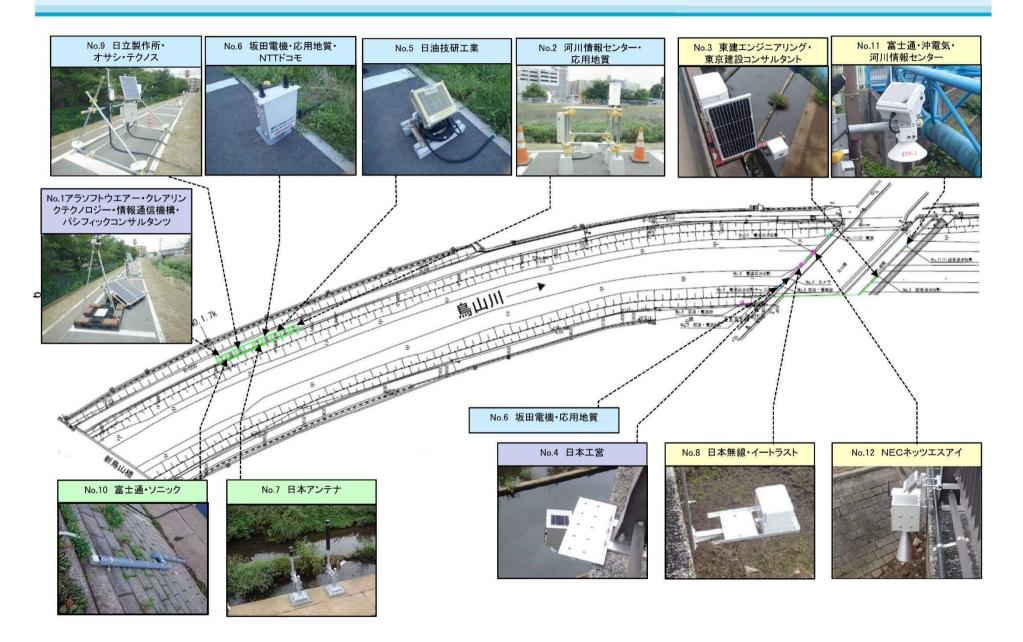
北薩地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会 対象河川(2級河川)位置図



危機管理型水位計の設置について

12者(プロジェクトチーム)が開発

革新的河川管理プロジェクト(第1弾)における洪水時に特化した低コストな水位計設置状況 型 国土交通省



緊急点検を踏まえた中小河川緊急治水対策プロジェクト(洪水時の水位監視)

避難の状況判断や河川計画等の策定のための水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川 水位等の現況把握が困難であることから、水位把握の必要性の高い中小河川において、洪水に特 化した低コストの水位計(危機管理型水位計)を設置し、近隣住民の避難を支援。

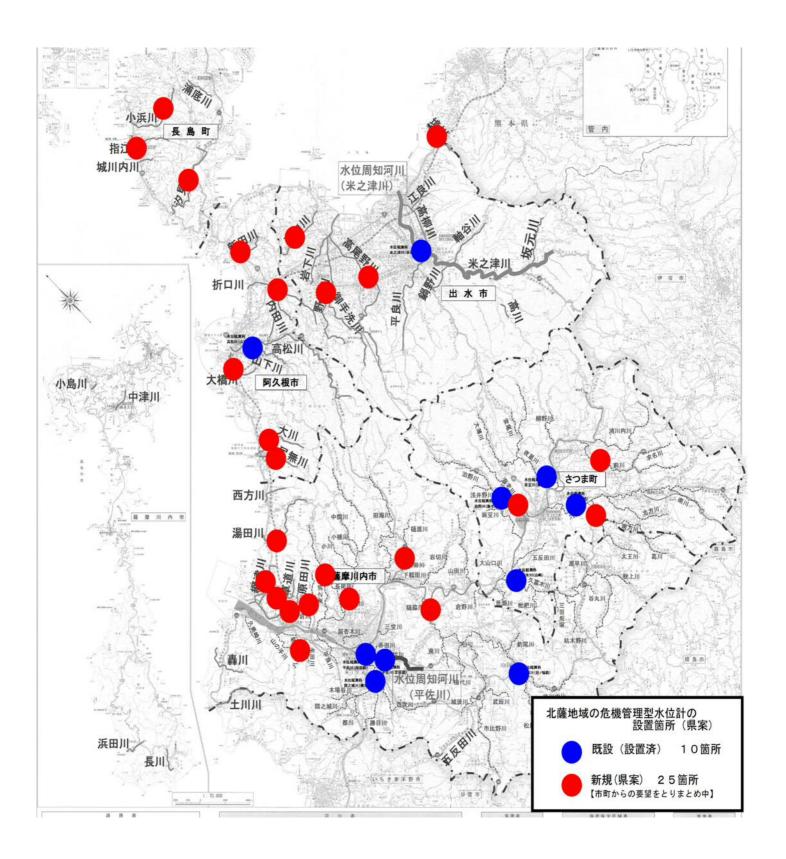
対策箇所 <u>約5,800箇所(約5,000河川)</u> (事業費 約110億円)

(注)事業費には直轄区間での対策費を含む

人家や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水の危険性が高く、的確な避難判断のための 水位観測が必要な箇所

対策の内容・効果 危機管理型水位計の設置 活用イメージ 洪水氾濫の恐れの高い箇所 <危機管理型水位計の概要> <水位計の設置数> ※都道府県等の管理区間に限る 洪水時の水位観測に特化した 河川全体の洪水等の状況を 把握できる代表的な箇所 約11.000 小型で低コストの水位計 重要施設等がある箇所 約2倍 10.000 (水位情報の配信イメージ) 約5.200 ※従来型の1/10以下のコスト 洪水時に特化した低コストな水位計 (100万円/台以下) 5,000 HPで公表 ▲ 水位計の設置箇所 ※長期間メンテナンスフリー (無給電5年以上稼働) H25 H29 点検結果

とりまとめ中



タイムラインについて

米之津川

タイトライン室咨判(クノク

河 川 名:二級河川米之津川 観測所名:春日橋水位観測所

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、県管理河川(洪水子報河川・水位周知河川)沿川の 市町村の避難勧告等の発令に着目したタイムライン(防災行動計画)

(平成30年3月 日作成)



浸水実績等の周知について

浸水実績の提供

